

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外の住宅

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋(令和 年 月 日 { (ハ) 新築 })が
この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者 (建築主又は 取得者)	住所	
	氏名	
家屋の所在地	墨田区	丁目 番地
移転登記の取得原因		

墨都建住証第 号
令和 年 月 日

墨田区長 山本 亨